

# 姫路市立八木小学校いじめ防止基本方針

姫路市立八木小学校

## 1 学校の方針

本校は、教育目標『知を深め 心を磨き 体を鍛える』のもと、基礎・基本となる「確かな学力」の定着と向上を図り、人を人として大切にす「豊かな人間性」と、心身ともに「健やかな体」を育む教育の推進を目指している。

子どもたちが未来への明るい希望を抱き、心身ともに健康で、豊かな人間性を備えて成長できるように、教職員が児童とともにいじめを抑止し、人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進することが責務である。

そのため学校は、家庭や地域社会との連携の中核となり、国および県、姫路市が策定した「いじめ防止基本方針」をもとにした指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には適切かつ迅速に解決するために、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的な考え方

本校区は、海・山・川と豊かな自然に恵まれ、古くからの地域行事を中心に伝統を重んじ、八木を愛し、郷土に誇りを持っている地域である。また、自治会を中心とした各種団体が、子供たちの活動に積極的に参加し、地域全体で子どもたちを温かく見守り育てていこうとする体制が培われている。いじめについては、小規模校の利点を生かし、平素より教師集団が、個々の児童たちの学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、児童の微妙な変化に対応している。「いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の体制を構築し、いじめ防止等を推進する。

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

### (1) 日常の指導体制

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定めるとともに、児童には月1回アンケート調査を実施し、結果を生徒指導委員会で話し合い、全職員で検討する。

別紙2 チェックリスト

別紙3 アンケート調査用紙

### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙4 年間指導計画

### (3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、速やかに市教委に報告するとともに、いじめ対応チームを発足させ、情報の収集と記録・情報の共有・いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。また、収集し確認した情報及び対応について、市教育委員会に報告し、校長の判断により、学校サポートスクラムチームの支援を要請する。

別紙5 組織的対応

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、例えば、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに教育委員会に報告する。そして、校長リーダーシップのもと、学校が主体となっていじめ対応チームに専門機関からの推薦等により参加を得た組織で調査し、事態の解決にあたる。その際、当該調査の公平性・中立性を確保する。

なお、事案によっては、教育委員会が設立する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

## 5 その他の事項

保護者・地域から信頼される学校を目指している本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、保護者会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意思のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。  
(道徳・人権教育、体験活動、特別活動等)

- いじめ問題への組織的な取組を推進していくための「いじめ対応チーム」は、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解（報告・連絡・相談・確認）を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。但し、従来からいじめ対策を生徒指導委員会で取り組んでいるので、今後もこの方針で行う。
- 学校全体で総合的ないじめ対策を行うため、「いじめ防止対応チーム」は、いじめ問題への対応の分析を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開するため、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。

管理職

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・風通しのよい職場環境
- ・保護者、地域との連携

いじめ対応チーム（生徒指導委員会と兼ねる）

- 【構成員】 校長・教頭・全職員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー  
民生委員・児童委員など
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し、改善
  - ・年間指導計画の作成、実施、改善
  - ・校内研修の企画・実施
  - ・アンケート調査結果、報告等情報の整理・分析

未然防止

- 心の教育の充実  
(道徳・人権教育・ライフスキル教育の充実)
  - ・規範意識を高め道徳的实践力を育成する
  - ・自己肯定感を育み、思いやりの気持ちや自分を尊重する意識を涵養する
  - ・各スキルプログラムの効果的な指導
- わかる授業の充実（学習指導の充実）
  - ・学習における規律、学びに向かう集団作り
  - ・意欲的に取り組む授業研究（教職員研修の充実）
  - ・小中一貫教育の推進
- 体験活動の充実
  - ・人間的なふれあいを深め豊かな感性を育む
  - ・異世代交流により、自主性・社会性を養う
- 情報教育の充実
  - ・情報モラルの指導の充実
  - ・ネットトラブル対策講座の実施
- 教育相談の充実
  - ・面談の定期開催
  - ・スクールカウンセラーの活用
- 保護者地域との連携
  - ・学校いじめ防止基本方針の周知
  - ・オープンスクール・公開授業の実施
  - ・地域行事への積極的参加

早期発見

- 情報の収集
  - ・教職員の観察による気付き
  - ・養護教諭からの情報
  - ・児童・保護者・地域からの情報
  - ・アンケートの実施
  - ・各種調査の実施
  - ・定期的な面談における情報（児童・保護者）
- 相談体制の整備
  - ・相談窓口・相談室「こころの部屋」の設置と周知
  - ・養護教諭との連携
  - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- 情報の共有
  - ・報告の徹底
  - ・職員会議等での全職員の情報共有
  - ・要配慮児童の実態把握
  - ・次年度への申し送り事項の徹底

## いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとめ、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 授業中、教職員に見えないようにいたづらをする

## いじめられている子

- ◎ 日常の行動・表情の様子
  - わざとらしくはしゃいでいる
  - おどおど、にやにや、にたにたしている
  - 下を向いて視線を合わせようとしない
  - 顔色が悪く、元気がない
  - 早退や一人で下校することが増える
  - 遅刻・欠席が多くなる
  - 腹痛など体調不良を訴えて保健室に行きたがる
  - ときどき涙ぐんでいる
  - いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
  - 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- ◎ 授業中・休み時間
  - 発言すると友だちから冷やかされる
  - 一人でいることが多い
  - 班編成の時に孤立しがちである
  - 教室へいつも遅れて入ってくる
  - 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
  - 職員室の近くにいたがる
  - 決められた座席と違う席に座っている（移動教室）
- ◎ 昼食時
  - 好きなものを他の子どもにあげる
  - 他の子供の机から机を少し離している
  - 食事の量が減ったり、食べなかったりする
  - 食べ物にいたづらされる
  - 教室で一人離れて食べている
  - 昼食時になると教室から出ていく
- ◎ 清掃時
  - いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
  - 一人で離れて掃除をしている
- ◎ その他
  - トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれている
  - 持ち物や机、棚に落書きをされる
  - 持ち物が壊されたり、隠されたりする
  - 理由もなく成績が突然下がる
  - 服にくつの跡がついている
  - 手や足にすり傷やあざがある
  - ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
  - けがの状況と本人が言う理由が一致しない
  - 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

## いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け入れられない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に行動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

ねん 年 1 組 くみ ばん 番 なまえ 名前

みな がっこう とも 皆さんは、学校の友だちのだれかから、いじわるをされたり、いや おも 嫌な思いをさせられたりしたことがありませんでしたか。

そうしたいじわるや嫌なことを、みんなからされたり、なんど く、かえ 何度も繰り返されたりした人は、どうしてよいかわからずに、とても苦しい思いやつらい思いをします。

これから皆さんに質問するのは、そうしたいじわるや嫌なことをされたたいけん 体験についてです。いじわるや嫌なことには、いろいろなものがあります。あなたは、こんげつ がっこう とも 今月、学校の友だちのだれかに、つぎ 次のようなことをされましたか。①から⑦のそれぞれについて、(ある・ない・みたことがある) のどれかに一つずつ○をつけてください。

① からかわれたり、わるぐち 悪口 やおどしもんく 文句、いや 嫌なことを言われたりした。  
( ある ない みたことがある )

② なかま 仲間はずれや しゅうだん 集団 によるむし 無視をされた。  
( ある ない みたことがある )

③ ぶつかられたり、あそ 遊ぶふりをして たた 叩かれたり、け 蹴られたりした。  
( ある ない みたことがある )

④ かね 金 やもの と 物を かく 盗られたり、かく 隠されたり、こわ 壊されたり、す 捨てられたりした。  
( ある ない みたことがある )

⑤ いや 嫌なことや は 恥ずかしいこと、きけん 危険なことをされたり、させられたりした。  
( ある ない みたことがある )

⑥ パソコンや けいたい でんわ 携帯電話で、いや 嫌なことをされた。  
( ある ない みたことがある )

⑦ ほか 他に、いじわるをされたりや いや 嫌な思いをしたりしている。  
( ある ない みたことがある )

	職員会議・研修等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対応チーム会議 (生徒指導委員会) ・指導方針 ・年間指導計画	いじめの未然防止に関する研修会 人権ポスター・標語	いじめアンケート調査 保幼少連絡会による情報交換 教育相談
5月	いじめ対応チーム会議 (生徒指導委員会) ・児童理解 教育支援委員会	対人関係スキルプログラム (ライフスキル教育) 1年生を迎える会	いじめアンケート調査 教育相談
6月	いじめ対応チーム会議 (生徒指導委員会)	灘中校区愛護育成会総会 小中連絡会 修学旅行(6年) オープンスクール 学校評議員会	いじめアンケート調査 教育相談
7月	いじめ対応チーム会議 (生徒指導委員会) 教育支援委員会	自然学校(5年) 校区愛護育成会町別懇談会 民生委員・児童委員との情報交換会	いじめアンケート調査 教育相談 個別懇談会
8月	いじめ対応チーム会議 (生徒指導委員会) カウンセリングマインド研修	校区人権教育町別学習会全体会	
9月	いじめ対応チーム会議 (生徒指導委員会)	特色ある教育活動 (助産師さんのお話) 林間学校(4年)	いじめアンケート調査 教育相談
10月	いじめ対応チーム会議 (生徒指導委員会)	意思決定スキルプログラム (ライフスキル教育) 全校児童集会「八木小祭」	いじめアンケート調査 教育相談
11月	いじめ対応チーム会議 (生徒指導委員会)	目標設定スキルプログラム (ライフスキル教育)	いじめアンケート調査 教育相談
12月	いじめ対応チーム会議 (生徒指導委員会) 教育支援委員会	薬物乱用防止教室 戦争体験談	いじめアンケート調査 教育相談 個別懇談会
1月	いじめ対応チーム会議 (生徒指導委員会)	オープンスクール (道徳授業の公開)	いじめアンケート調査 教育相談
2月	いじめ対応チーム会議 (生徒指導委員会) 学校保健委員会	学校評議員会 セルフエスティーム形成スキルプログラム (ライフスキル教育)	いじめアンケート調査 教育相談 学級懇談会
3月	いじめ対応チーム会議 (生徒指導委員会) ・今年度の反省と次年度の課題 教育支援委員会	小中連絡会 6年生を送る会	いじめアンケート調査 教育相談

生徒指導委員会：毎月1回定例の会議をもち、児童の様子について話し合いを持つ。

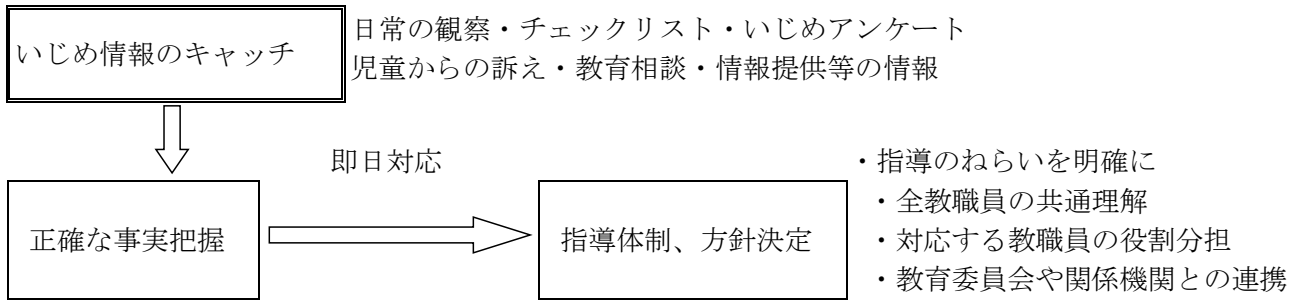
※4月には「学校いじめ防止基本方針」を確認し、年間指導方針や指導計画についての共通理解を図る。

いじめ対応チーム会議：事案発生時に緊急招集し、全職員で対応する。

いじめアンケート調査：いじめの実態を把握するために月1回実施し、結果を生徒指導委員会で検証する。

教職員研修：カウンセラー等によるカウンセリングマインド研修等を実施する。

保護者向け啓発活動：学校の指導方針を保護者へ周知する。

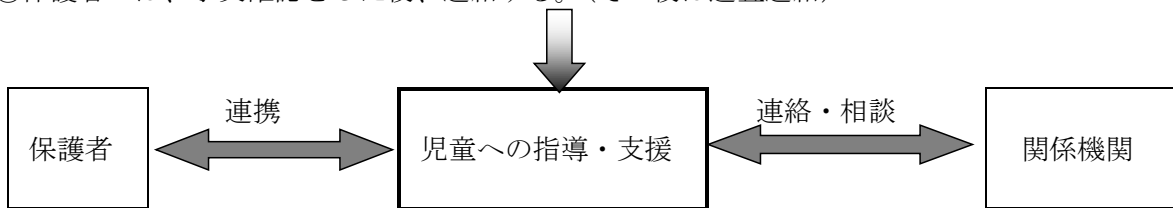


①報告の流れ

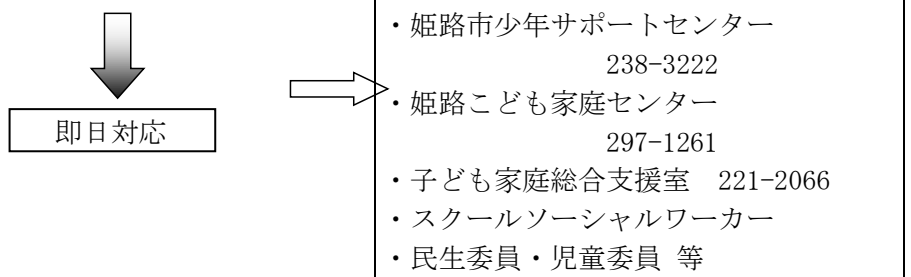
- 情報を得た教職員
- ⇒ 当該児童の担任
- ⇒ 生徒指導担当・教頭
- ⇒ 校長 ⇒ 教育委員会

いじめ対応チームの招集・指揮（校長）

②保護者へは、事実確認をした後、連絡する。（その後は適宜連絡）



学校だけでは指導が困難な場合 支援を依頼



※生命または身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ①速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ②教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。

※ネット上でのいじめへの対応

ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちがわかりにくく、いじめがエスカレートしやすいうえに、広範囲に広がる危険性がある。職員はSNS等の最新の動向を把握し、児童にネットに関する正しい知識を提供するとともに、教育相談等では情報を積極的に収集する。

インターネットを通じて行われるいじめ」を発見した場合は、資料・証拠の確保・児童からの聴き取り・書き込みや画像の削除等迅速な対応を図る。人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応する。

※被害者や情報源の者の心情に十分配慮し、事実確認をする。保護者の意向も配慮する。

※いじめを認知すれば、直ちに加害者・被害者の双方から事実関係を聞取る。また、聞き取り内容について周辺児童からも状況を聞取る。聞取り・指導等複数の教員で当たる。

※双方の保護者に説明し、保護者と関係職員を交え、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。

## いじめの定義

◎平成18年文部科学省「児童生徒の問題行動との生徒指導上の諸問題に関する調査」

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判定は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

◎いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布、9月28日施行）

この法律について「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第2条）

## 学校が実施すべき施策

◎ 学校は、「学校いじめ防止基本方針」を定める。（第13条）

◎ 学校は、いじめ防止等の対策のための組織を置く。（第22条）

例：常設組織：校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

特設対応チーム：発生認知1件ずつに応じ、常設組織メンバーに加え担任、学年職員等

役割 常設組織

①年間計画の作成・実行・検証・修正

②相談・通報の窓口 ⇔ 関係機関

特設対応チーム ③情報収集と記録、共有 ⇔ 関係機関

④緊急会議を開催し、調査・指導・支援、保護者連携対応



【調査班】と【対応班】を設ける。

重大事態とは、①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態発生時（学校の設置者または学校）

◎ その事態に対し、及び同種の事態の発生の防止のため、速やかに調査組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にする調査を行う。（第28条①）

◎ 調査を行えば、被害生徒とその保護者に事実関係等必要な情報を適切に提供する。第28条②）

## いじめアンケートについて

1 実施者と時期・回数

学級担任 各月末

2 アンケートの管理

学級担任

(1) アンケート用紙を配布し、記入させる。用紙を児童全員から回収する。

(2) 全員の教育相談を行い、アンケート内容について確認する。

(3) いじめの疑いに関する情報は、生徒指導担（生活指導委員会）へ報告する。

(4) アンケート用紙は、学級ごとのファイルに保管する。相談・聞き取り内容も記録に残し、保管する。

(5) ファイルは、生徒指導ボックスに保管し、進級後も過去の記録を参照できるようにする。

また、卒業生については1年間保管する。

\*ファイル表紙には令和○年第□学年△組担任○○記す。